

大阪府議会議員選挙（松原市選挙区）選挙公報

大阪府選挙管理委員会



松原を活かす。大阪が活きる。

政治が変われば街が変わる、国が変わる。
維新には実行する力がある。
しがらみ政治を解体し、新しい政治を創る。



山本しんじ

大阪維新の会 公認

維新だからできた改革！改善！ そして統治機構改革(大阪都構想)へ！

身を切る改革	改革前	改革後
大阪府知事 報酬	約 152 万円/月	約 106 万円/月
大阪府知事 退職金	約 4,200 万円	0 円
大阪市長 報酬	約 166 万円/月	約 100 万円/月
大阪市長 退職金	約 3,953 万円	0 円
大阪府議会議員 報酬	約 93 万円/月	約 65 万円/月
大阪府議会議員 定数	109 人	88 人
大阪市議会議員 報酬	約 102 万円/月	約 77 万円/月
大阪市議会議員 定数	86 人	83 人

昭和34年7月17日 松原市丹南で生まれる。松原南小学校・松原中学校・麗澤高等学校・麗澤大学 卒業。昭和57年 株式会社インダ(インダのはかり) 入社。昭和59年 株式会社山本製作所 入社。平成14年 松原市議会議員 初当選以降連続当選。平成22年 松原市議会 第63代議長。平成29年 議会運営委員会 委員長。平成30年 大阪維新の会 府政対策委員。

松原生まれ
松原育ち

主な経歴 (一社)松原青年会議所(JC)理事長 松原南小学校 PTA会長 大阪府松原警察署協議会 委員
趣味 水泳、ゴルフ、音楽、映画鑑賞 家族構成 妻と次女と3人暮らし 長女は結婚し孫2人

大阪府を 世界都市に かえる

はしもと邦寿 プロフィール

1962年11月 福岡県久留米市南郷町生まれ
1981年 3月 福岡県立朝倉高等学校卒業
1986年 3月 西南学院大学商学部卒業
1986年 4月 麻生セメント株式会社入社
2002年 9月 松原市議会議員選挙初当選
(4期連続当選)
2013年 9月 第66代松原市議会議長、
大阪府市議会議長会会長
2015年 4月 大阪府議会議員選挙 初当選
2017年 5月 総務常任委員会副委員長
2018年 5月 都市住宅常任委員会委員長
現在
自民党松原市支部幹事長、松原市サッカー連
盟名誉顧問、松原市なぎなた連盟顧問、松原
市ゲートボール協会顧問、松原市グランドコ
ルフ協会顧問、神道政治連盟支部幹事、
松原市商工会議所事業所対抗野球大会顧問、
大阪府看護連盟地方議員の会幹事長 等



地域をかえる 教育をかえる 安全な街をかえる

大阪の経済力と商都大阪の誇りを取り戻す！ 子どもの笑顔は元気のバロメーター。教育も重要 安心・安全な街づくりこそ「大・大阪」の基盤

- ◆ものづくり中小企業やハイオ・医療、商都大阪の強みを活かした産業活性化
- ◆大阪に必要なのは教育環境の充実
- ◆子どもの虐待をストップ、子ども家庭センターの機能強化、児童福祉司の大幅増員
- ◆学校給食の無償化！
- ◆公立小中学校体育館にエアコン設置
- ◆強い農業の推進
- ◆地震等災害対応の強化
- ◆出産・子育て応援社会の実現
- ◆障がい者など就労困難者の雇用の推進
- ◆総合治安対策の推進

はしもと邦寿

自民党 公認
公明党 推薦
くにひさ

(この選挙公報は、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版で印刷したものです。)

投票日 ▶ 4月7日(日)

投票時間 ▶ 午前7時から午後8時まで 定数 ▶ 1

期日前投票 及 び 不在者投票

投票日に仕事や用事のある方は、4月6日までの午前8時30分から午後8時までの間(土曜・日曜を含む。)、市区町村選挙管理委員会で期日前投票(又は不在者投票)ができます。
なお、都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は不在者投票ができます。

点字投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票できます。投票所の係員に申し出てください。

代理投票

病气やけがなどで字が書けない方は、係員が代わって投票を記載する代理投票の制度があります。投票所の係員に申し出てください。

手話通訳

投票日に投票所において手話通訳が必要な方は、事前に市区町村選挙管理委員会に申し出てください。

投票するには、現在お住まいの市区町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。

ただし、大阪府議会議員選挙では、府内の市区町村の選挙人名簿に登録されている方が、平成30年12月29日以後に府内の他の市区町村に転入届をし、引き続き居住している場合は、旧住所地で投票することができます。

なお、この場合は、市区町村長の発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住居を有することの確認を受けなければ投票できません。証明書の交付については、投票日までに最寄りの市(区)役所又は町村役場の住民票を担当する窓口で申し出てください。

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました！

年齢満18歳未満の子どもと一緒に投票に行くことができます。